

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	しまねけんつわのちょう	ふりがな	さぶみちくかつせいかけいかく
計画主体名	島根県 津和野町	活性化計画名	左鏡地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度～令和8年度 令和5年度～令和5年度	総事業費(交付金)	40,000千円(20,000千円)
活性化計画目標	交流人口の増加	事業活用活性化計画目標	・交流人口の増加 247人(令和6年度～令和8年度平均) ・自然体験イベントの開催回数 年8回

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		活性化計画の目標については、「交流人口の増加」としており、この目標が達成されることで地域間交流が活発化し、これが農山村の活性化につながるだけでなく、ひいては定住による地域人口の維持、減少幅の縮小となることが見込まれるため、法律及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		交付対象事業は、閉校した施設を野営型体験交流施設として整備改修を行い、地域の交流拠点の目玉とすることで都市農村交流や世代間交流といった交流事業を推進し、農山村の活性化を図るものである。よって、事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定

				内容との整合はとれている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		交付対象事業により施設を整備することで、計画区域外からの入込客の増加が見込まれ、交流人口及び関係人口が拡大することで地域の活性化につながるものとなっており、整合性が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		計画主体である津和野町に改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		第2次津和野町総合振興計画、まち・ひと・しごと創生 津和野町人口ビジョン（改訂版）、第2期まち・ひと・しごと創生 津和野町総合戦略、その他各種関連制度・施策との調整済みである。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		地域住民の要望を契機に本事業の計画は、スタートしており地域住民の意見を集約・検討しながら活性化計画及び事業実施計画を作成している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		本計画策定にあたり、地元自治会の女性部をはじめ、地元 NPO 団体の女性会員並びに地元公民館職員（女性）などの意見・提案を取り入れている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		町の農林水産担当部局（農林課）と教育委員会、財政部局（総務財政課）からなる推進体制が整備されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		事業については、施設を整備することで交流人口を増加させ、ひいては地域の活性化につながる内容となっており、活性化計画の目標である「交流人口の増加」と事業活用活性化計画の目標である「山村の活性化」との整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		活性化計画の計画期間は、令和5年度～令和8年度までの4年間とし、うち事業実施期間を1年間としており、要領等に示されて

				いる期間を満たしている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	—		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		交付対象事業費：40,000千円（①） 交付額算定交付率：50%（②） 交付金要望額：20,000千円 交付限度額：①×②=20,000千円 上記より、交付金要望額は、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		設定区域は、農林地の面積が総面積の9割以上を占めており、区域内における全就業者に対する農林業従事者の割合は約27%である。また、区域内に、市街化区域及び市街化調整区はないことから、活性化法第3条各号に規定する要件を満たしており、その設定は適切といえる。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		基本設計及び実施設計において、設計業者により各種関係法令及び設計基準に基づく構造と機能を検討しており、十分な安全性の確保を図っている。また、検査体制は、町職員等により行うため、確保の見通しは立っている。

	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	○		該当なし
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	○		建築基準法並びに建築基準法施工令等に基づく基準を満たす設計となっている。
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。</p>	—		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。</p>	—		該当なし
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領の第2の3の規定により1.0とみなして算定しているため、算定結果1.0以上である。
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領の第2の3の規定により1.0とみなして算定しているため、算定結果1.0

				以上である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		事業メニュー：廃校・廃屋等改修交流施設 要件類別：交流対策型 事業：第1 農村地域等振興支援 事業内容：農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備 実施主体：市町村 以上は、要項別表3に定める要件及び基準を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		事業主体は、津和野町であり、目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		計画区域内で唯一経営していた宿泊体験施設（H31 閉館）の閉館前3年間の実績値に、地区内交流施設の実績値（R3 年度：342人）を考慮し、さらに周辺環境及び社会状況等も勘案した見込み数を目標として定めている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		近隣に類似の廃校活用施設はない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		該当施設は、津和野町南東部に位置し、中国自動車道六日市 IC から自動車で30分の距離にあるため、利便性もよく、北九州、山口、広島といった都市部からの利用者を見込んでいる。近年は、積雪も少なくなっているため、冬季の運営も可能であり、一年を通して利用可能な施設とする。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連	○		津和野町は、年間約120万人の観光客が訪れる観光地であり、町

	携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。			内には、城下町の町並みや太鼓谷稲成神社といった歴史的な観光地のほか、森鷗外記念館や安野光雅美術館、日原天文台などの文化施設があり、どれも当該施設から自動車です 30 分程度の距離にあることから、それぞれの施設との有機的な連携が図れる。また、当該施設は、眼前に国内有数の清流高津川が流れ、近くにブナの原生林が残る安蔵寺山があるなど自然豊かな立地にあり、都市部の客への大きな PR が可能である。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	—		該当なし
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		施設の利用については、地元住民や地元 NPO 団体の女性からの意見を取り入れながら女性や家族連れにも配慮した交流施設になるように取組をしている。また、運営のなかで、施設を活用した子どもの居場所づくり事業を計画しており、そこでのスタッフは、大半が女性になることを想定していることから、女性の積極的な参画が見込まれる。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		県が定める公共単価に基づき算出していることから適正である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		現状施設において、再利用できる部分については、再利用することとしている等、コスト低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—		該当なし
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—		該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定地は、瀬戸内と日本海を結ぶ国道 187 号線沿いに位置し、中国自動車道六日市 IC から自動車です 30 分の距離にあるため

				利便性もよく、北九州、山口、広島といった都市部からの交通のアクセスもよいため、本事業の目的である都市部と農村部との交流促進にとっても都合が良いことから適正といえる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか。	○		土地利用については、地権者との合意済みである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	○		施設には、野営（キャンプ）機能を整備するものの、施設内宿泊は想定していないので本項目には該当しない。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	—		該当なし
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。	—		該当なし
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされてい	—		該当なし

	るか。			
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	—		該当なし
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	—		該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	—		該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		起債については、過疎債を計画しており、適正な資金調達と償還が町の財政担当課により計画されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		入札方式は、一般競争入札により実施する。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		当町の公共施設管理計画により検討されている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	—		該当なし
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	○		他の事業は、利用しないため該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		都市農村交流や世代間交流といった交流事業の促進を主たる目的とした施設であるため、生産振興を目的としない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—		該当なし
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令	○		津和野町まち・ひと・しごと創生推進計画（地域再生計画）の基

	<p>和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記3の別紙2(以下「配分基準別紙」という。)による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)</p>		<p>本目標に「津和野に回帰するひとの流れをつくる」が示されており、これに基づく事業が推進されている。交付対象事業により施設が整備されることで、地域資源である豊かな自然を生かした地域間交流、世代間交流の場が創出され、当該事業と連携することでふるさとに誇りを持つ若者や田舎暮らしを希望する人が増加することが見込まれる。</p>
--	---	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。